

松戸市農業委員会総会議事録

令和4年10月7日

令和4年松戸市農業委員会10月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は令和4年10月7日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	加藤一郎	2番	加藤正芳
3番	齋藤香	5番	山室一美
6番	山口輝雄	8番	椿唯司
9番	鈴木榮一	10番	渡邊洋子
11番	湯浅孝一	12番	杉浦昌平
13番	松戸英樹	14番	杉浦勇司
15番	渡邊慶弘		
明・矢切区域	戸張嘉宣	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	小暮俊
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	横山定勝
馬橋・小金区域	湯浅清		

1. 欠席委員

7番 岩佐忠夫

1. 関係課出席職員 農政課

課長補佐 中村 薫

1. 事務局出席職員

事務局長 岡野 衛

主幹兼係 古山和幸

事務局長補佐 榑 孝弘

主幹兼係 武井博子

開会 午後 3時00分

議 長 ただいまより令和4年10月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が7名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。議席番号5番、山室一美委員、議席番号6番、山口輝雄委員の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出について報告します。

傍聴の申出はございませんでした。

議 長 事務局からの報告のとおり傍聴の申出はありませんので、早速議事に入ります。

◎議案の提出

議 長 本日の議案は第1号から第3号となっております。

なお、報告事項につきましては第1号から第6号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告をお願いいたします。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

それでは、利用計画について農政課、よろしくお願いいたします。

農政課課長補佐 本日、農政課長が3年前、松戸で開催されました「全国ねぎサミット」が今年山形県新庄市で明日、明後日と開催され、そちらに向かっておりますので、本日は、農政課中村から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画につきましてご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利

用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、再設定案件5件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。申請地につきましては、黄色の冊子でお配りしている参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は大橋、現況地目は畑で、面積は1,355平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、大根を主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま農政課より、議案第1号の1番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

松戸委員 議席番号13番、松戸英樹です。

ただいま農政課の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ただいま松戸委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては原案のとおり決定をいたしました。

次に、2番について農政課より、よろしく願いいたします。

農政課課長補佐 議案第1号2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の3ページ、4ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は旭町、現況地目は田で、面積は1,860平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、米を栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま農政課より、議案第1号の2番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、横山委員。

横山推進委員 推進委員の横山定勝です。

借受者は、田んぼ専門でやっています。すごく上手に作っているの、今の意見に賛成したいと思います。よろしく願いします。

議長 ただいま横山委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見がないようでございますので、原案に賛成の農業委員の皆さん、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては原案のとおり決定をいたしました。

続いて、3番について農政課より、よろしく願いいたします。

農政課課長補佐 議案第1号3番をご説明いたします。

議案書1ページの3番、参考資料の5ページ、6ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は大橋、現況地目は畑で、面積は462平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は3年の設定でございます。

借受者の方は、ソラマメを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま農政課より、議案第1号の3番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

松戸委員 議席番号13番、松戸英樹です。

ただいまの説明でよく分かりました。再設定ということもありまして、賛成したいと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ただいま松戸委員より、原案に賛成との意見がございました。
ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようでございます。
原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。
それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番につきましては原案のとおり決定をいたしました。

続いて、4番について農政課より、よろしく願いいたします。

農政課課長補佐 議案第1号4番をご説明いたします。

議案書1ページの4番、参考資料の7ページから9ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は串崎新田、現況地目は畑で、面積は1万534平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は3年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、大根を主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま農政課より、議案第1号の4番について内容の説明がございました。
農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、山崎委員。

山崎推進委員 推進委員の山崎唯司です。

農政課の説明でよく分かりました。再設定案件でもありますので、賛成したいと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま山崎委員より、原案に賛成との意見がございました。
ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。
原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番につきましては原案のとおり決定をいたしました。

続いて、5番について農政課より、よろしく願いいたします。

農政課課長補佐 議案第1号5番をご説明いたします。

議案書1ページの5番、参考資料の10ページ、11ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は小金、現況地目は畑で、面積は1,024平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は10年の設定でございます。

借受者の方は、ハウレンソウ、エダマメを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま農政課より、議案第1号の5番につきまして内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、杉浦勇司委員。

杉浦(勇)委員 議席番号14番、杉浦勇司です。

農政課の説明でよく分かりました。承認したいと思います。よろしく願いします。

議長 ただいま杉浦勇司委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見がないようでございますので、原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の5番については原案のとおり決定をいたしました。

農政課は公務のため、ここで退席いたします。どうもありがとうございました。

(農政課課長補佐退席)

◎議案第2号

議長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

第1審査会第2審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 議席番号15番、渡邊慶弘です。

去る9月30日金曜日、議案第2号、3号の審査のため、第1審査会第2審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、岩佐忠夫農業委員、湯浅孝一農業委員、山崎唯司推進委員、戸張嘉宣推進委員と私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をいたしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由などを再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に、慎重なる審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明します。

議案書の3ページ、議案参考資料については12ページから16ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の12ページのところでございます。

申請理由は、申請者は農業者で、主に果樹の生産をしています。現在申請地の近隣に両親、妻及び子と暮らしておりますが、子の出生に伴い現在の家では手狭であることから、申請地に自己用住宅を建築するためです。

14ページをご覧ください。

施設の概要については、木造2階建て、延床面積は146.15平方メートルです。

整地については、盛土は行わず整地程度とします。

排水については、雨水は雨水浸透ますを設置し、オーバーフロー分は、前面の市道内側溝に放流します。汚水雑排水は合併浄化槽を設置し、処理後は前面の市道内側溝に放流します。

給水については、市上水道本管より取水し利用します。

被害防除については、所有する隣接の畑との間はフェンス等の設置はしません。

審査会においては、建築に至った経緯、土地の選定理由などを質問し、所有する畑に隣接する当該申請地に建築することで、畑の管理や防犯上の利便性についての回答を得て、審査会として理解したところです。

費用については、全額金融機関の借入れで賄うとのことから、資金計画書及び融資承認通

知を確認いたしました。

他法令については、都市計画法が該当しますが、関係各課と事前協議済みです。

農地区分については、申請地は上水道管、ガス管の2種類が埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第2号について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま渡邊慶弘座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、横山委員。

横山推進委員 推進委員の横山定勝です。

ただいまの説明でとてもよく分かりました。審査会の意見に賛同して、賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 横山委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかに意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ほかにないようであります。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号につきましては許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

◎議案第3号

議 長 それでは、議案第3号の1番と2番 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

この議案は、松戸市農業委員会会議規則第11条の規定により、議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係人であります横山委員は、ここで退室をお願いいたします。

(横山定勝推進委員退出)

議長 議案第3号の1番と2番は関連がございますので、併せて説明をお願いします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の1番と2番についてご説明します。

議案書の5ページ、議案参考資料については17ページから24ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の17ページのところでございます。

権利の形態は、贈与に伴う所有権移転です。

申請理由は、申請者は現在賃貸アパートに住んでおりますが、結婚し、現在の住まいでは手狭となったことから、生前贈与にて申請地を譲り受け、自己用住宅を建築するためです。また、住宅建築に伴う道路後退部分を公衆用道路用地とするためです。

19ページをご覧ください。

施設の概要については、木造2階建て、延床面積は121.34平方メートル及び公衆用道路です。

整地については、造成は行わず整地のみとします。また、道路後退部分は既存のアスファルト舗装を利用します。

排水については、雨水は雨水浸透ますを設置し、敷地内で浸透処理しオーバーフロー分は、東側水路に放流します。汚水雑排水は合併浄化槽で処理し、東側水路に放流します。

給水については、公営水道を利用します。

被害防除については、隣接する父所有の農地との間にはフェンスなどの設置はしません。

審査会においては、建築の経緯、土地の選定理由などを質問し、当該申請地の立地する合理的理由について理解したところです。

費用については、全額銀行借入れで賄うとのことから、資金計画書及び融資確認書を確認いたしました。

他法令については、都市計画法が該当しますが、関係各課と事前協議済みです。

農地区分については、上水道管、ガス管の2種類が埋設された建築基準法第42条第2項の指定を受けた道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断しました。

以上、議案第3号の1番と2番について説明いたしました。審査会では現地調査、慎重

審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま渡邊慶弘座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。審査会意見は許可相当とのことでございます。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。はい、杉浦委員。

杉浦（昌）委員 議席番号12番、杉浦昌平です。

座長さんの説明で大変よく分かりました。

たまたま昨日、六和地区の遊休農地のパトロールもあって、職員さんと一緒に向こうを回らせていただいたので、この案件出ているのも頭にありましたので、現地もちょっと見させていただきました。結論を申しますと、賛成したいと思います。

（発言する者あり）

議長 ただいま杉浦昌平委員より、審査会意見に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 ご意見はないようであります。審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の1番と2番につきましては許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

ここで、横山委員の入室を認めます。

（横山定勝推進委員入室）

議長 続いて、議案第3号の3番と4番は関連がございますので、併せて説明をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第3号の3番と4番についてご説明します。

議案書の6ページ、議案参考資料については25ページから29ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の25ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は松戸市秋山周辺で事業用自動車の販売、自動車整備及び部品販売の事業を営んでいます。申請地近隣に社員駐車場として借りている土地がありますが、大雨のたびに冠水してしまう状況です。近隣で土地を探していたところ申請地を購入できることとなったことから、申請地を取得し、駐車場用地として利用するためです。

27ページをご覧ください。

施設の概要については、乗用車33台を置く駐車場です。

整地については、全面砕石敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、西側及び東側との境は単管パイプでトラロープを設置し、入り口にはゲートは設けません。

審査会においては、申請地の近隣に学校があり、朝夕通学で多くの学生が申請地に隣接する道路を利用することから、車の出入りは十分注意してほしいとの要望をしました。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連たんしている区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第3号の3番と4番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしく審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま渡邊慶弘座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊洋子委員。

渡邊洋子委員 議席番号10番、渡邊洋子です。

座長の説明でよく分かりました。現地は、耕作しづらい土地となっていることを確認いたしました。審査会意見に賛成したいと思います。お諮りください。

議 長 ただいま渡邊洋子委員より、審査会の意見に賛成との意見がありました。
ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。
審査会の報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。
それでは、全会一致と認め、議案第3号の3番、4番につきましては許可相当との意見を
付して県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。
事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の7ページ、報告事項1から21ページの報告事項6についてご報告
させていただきます。

まず、7ページから9ページ、報告事項1、農地法第4条第1項第8号の規定による農地
転用届出についてですが、9ページに記載のとおり、8月分としまして、田3件、5,098平
方メートル、畑15件、9,667平方メートル、合計18件、1万4,765平方メートルの届出を受
理いたしました。

次に、11ページから14ページ、報告事項2、農地法第5条第1項第7号の規定による農
地転用届出についてですが、14ページの記載のとおり、田3件、315平方メートル、畑24件、
1万5,701平方メートル、合計27件、1万6,016平方メートルの届出を受けました。

次に、15ページ、報告事項3、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願につい
てですが、3件を県知事宛て送付しました。

次に、17ページ、報告事項4、農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、
1件の合意解約通知がありました。

次に、19ページ、報告事項5、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてで
すが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書6件を交付しました。

次に、21ページ、報告事項6、本日の追加資料になります。

それでは、21ページ、報告事項6、松戸市農業委員会農地台帳等事務取扱要領の改正についてです。

今回の改正は、農地台帳等の交付・閲覧・申告の手続きができる対象者の変更です。

議案参考資料の30ページをご覧ください。

まず、農地台帳とは、農家の世帯員情報等が記載され、記載内容は、世帯員との方々の年齢、世帯主との続柄、従事日数、営農状況、所有する農機具、耕作面積などが記載されているものです。

記載内容については、令和3年度に農地台帳を送付し、修正があるかの確認を依頼しました。

税務申告や相続手続などで必要な場合は、農業委員会の窓口で、見るだけの閲覧、お渡しする交付を行っています。

閲覧及び交付に手数料はかかりません。また、新規登録や修正がある場合には、農業委員会事務局で申告を受け付けています。

令和4年9月9日に特別審議会でお諮りいただき、要領の改正が承認されましたので、報告します。

資料の中段をご覧ください。

窓口で手続できる方が記載されています。

今までは、①農地台帳上の世帯主、②同居の親族、③それぞれの代理人でした。また、代理人は交付の手続はできませんでした。

そして、今回の改正によりまして、③の同一世帯ではない法定相続人及び代理人も交付の手続が可能となりました。

手続ができる方を拡大したということになります。

改正に至った経緯としまして、先日、一人暮らしの農業経営者ご本人が亡くなったことに伴い、農地台帳上、同一世帯ではない法定相続人の代理人が来庁し、農地台帳の閲覧申請がありました。改正以前の要領では、同一世帯ではない親族の代理人では閲覧できないので、閲覧できる人が存在していないことになりました。

このことについて、市の法規担当課へ相談した結果、法定相続人のうち1名の委任状があれば台帳の閲覧は可能であることを確認しました。

以上を踏まえ、実施要領の改正を行いました。

また、この改正とともに、申請書の様式も変更しました。

閲覧・交付・申告はそれぞれ様式が分かれていましたが、利用者の利便性の向上のため、申請書を統合し、一つの様式で全ての申請に対応できるように変更しました。

31ページをご覧ください。

こちらが新しい様式となっております。

事務局からの報告は以上です。

◎閉 会

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして、令和4年10月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時50分